

短期水泳教室参加の皆様へ

みかづきスイミングスクールのきまり

当施設をご利用の際のきまりです。お手数ですが、一通り必ずお読みください。

1.健康管理

未成年者の健康管理は保護者（保護者も水中祭りなどに参加する場合は保護者本人）の責任とします。体調不良の時は決して無理をさせないでください。また指導上注意することがあれば、必ずお知らせください。

- ① 伝染性の強い眼病・皮膚病等は水泳禁止です。
- ② 現在患っている病気や先天性あるいは慢性的の疾患については、必ず医師に相談してください。場合によっては診断書の提出をお願いすることがあります。

2.授業料の不返還

一度納入された授業料・参加費等は原則として返金いたしません。

期間中に休んだ場合も授業料返還及び振替授業等の実施はいたしません。

3.臨時休校

1) 次の場合、臨時休校とします。

- ① 高知市内に暴風警報が発令された場合。（暴風警報以外の警報[大雨警報・洪水警報 等]が発令された場合は、原則として授業は行いますが、各ご家庭で出欠の判断をお願いします。）
 - ② その他、自然災害等で臨時休校がやむを得ないと学園が判断した場合。
- 2) 休校となった場合の電話連絡は行いません。 テレビ等の報道機関でご確認ください。
- 3) 一度休校と決定した場合、警報が解除されてもその日は休校とします。
- 4) 台風天災等で休校となった場合の授業料の返還・振替の実施等を行いません。

4.利用者の損害賠償責任

- 1) 参加者・利用者は、本スクールの施設内に入場した後、自己の責に帰すべき事由により、スクールや第3者に損害を与えた場合は、スクールの請求に基づいて速やかにその賠償の責を負うこととします。
- 2) 参加者・利用者が未成年者の場合は、その保護者が参加者・利用者と一緒に賠償の義務を負うこととします。

5.事故責任

本スクールでは、本スクール内で生じた傷害に対しては、本スクールの従業員の指示に従っていたと認められる場合に限り、スクール加入の傷害保険の範囲内でその責を負うものとします。

6.遵守事項

- 1) 参加者・利用者は、本スクールの施設内においては、事故防止及び本スクールの円滑な運営のため、次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。
 - ① 公序良俗に反する行為をしないこと
 - ② 酒気をおびて入場しないこと
 - ③ 許可なく動物、危険物その他入場者の安全を阻害する物品を持ち込まないこと
 - ④ 商行為、営業活動をしないこと
 - ⑤ 指定場所以外で許可なく喫煙、飲食をしないこと
 - ⑥ 許可なく取材活動、写真撮影等をしないこと
 - ⑦ 従業員の指示や掲示された注意事項に従うこと
 - ⑧ その他管理運営上支障がある行為をしないこと上記のいずれかに違反したとき、またはそのおそれがあるときは除名することがあります。
- 2) 貴重品はフロントに預けること。また脱衣した衣服や持ち物は、必ずロッカーに入れカギをかけてください。このことに反したことによる盗難その他の事故について、本スクールはその責を負わないこととします。
- 3) プール利用の際は、水着及びスイミングキャップを必ず着用してください。女性用水着については、腹部が極端に露出してないものをご利用ください。

7.変更事項の届け出

申込書等に記載した住所・電話番号・連絡先等に変更があった場合は、速やかにスクールに伝えてください。

8.写真の使用

参加者・利用者は、本スクールでの活動に関連する写真及び映像が、みかづき学園のホームページやブログ、パンフレット、施設内外のポスター、新聞、テレビ等によって使用される場合があることをあらかじめご了承ください。

以上

